広報 つなぎ 6 No.281
平成元年
発行／津奈木町 編集／企画課 印刷／水俣旭印刷所

人口と世帯（5月1日現在）□6,080（－5）・男2,914（－9）・女3,166（＋4）・世帯1,745（＋5）　（　）内は前月との比較

伝統文化の拠点に

郷土史料文化館落成

津奈木町の伝統文化を伝習するための施設「郷土史料文化館」がこのほど完成し、去る五月十三日落成式が行われた。

旧津奈木小学校跡地に建設されたこの郷土史料文化館は、本町古来からの伝統芸能を後世に残すための伝習や、本町における歴史の展示、あるいは芸術品の展示等、文化に対する意識向上のため、定住促進対策事業によって総工費四九三四万円をかけて建てられたものである。

内容は、史料展示室一〇二・八平方メートル、民舞伝習室一二〇・二四平方メートル、展示コーナー、ロビーその他九五・四平方メートルの計三二七・五三平方メートルとなっており、史料展示室では昔の農家等の生産具及び本町の歴史由来等を記載した古本記録等の展示、民舞伝習室では郷土芸能（六法踊り、棒踊り、俵踊等）、文化サークルの活動などができるようになっている。

この日の落成式には六車町長はか約三〇名が出席し、町長挨拶、議長挨拶などがあり、施設の完成を祝った。

なお、この郷土史料文化館の隣には平成元年度、雇用促進事業団が事業主体となり音楽ホールを中心とした勤労者福祉施設の建設が予定されている。この二つの施設を中心として本町の文化の拠点とし、さらに周辺を整備して住民の憩いの場とする計画である。

▲郷土資料文化館 落成式

▲昔の茶の間を再現

栄養教室

多様な食品で栄養バランスを

町民課衛生係では、成人病の予防や健康増進のための栄養教室を行っております。この栄養教室は、日常生活に必要な栄養知識を深め、栄養改善はもとより疾病予防、食品衛生等についても、実習を通じて学習し、より一層の健康増進を目的としているもので、昨年度は五十一名の参加により八回行われました。この栄養教室において実習致しました献立を広く町民の皆さんにも知ってもらうため、ここにシリーズで紹介します。

特にこれから、食欲もなくなりがちな季節ですので、栄養のバランスをよく考え、健康増進に努めましょう。

「教室参加者募集」

平成元年度の参加者を、各区長さんを通じて募集致しますので、ご希望の方はお申込み下さい。

詳しくは、役場町民課衛生係 TEL七八ー三一一一（内線一四）まで

夏バテの方の食欲増進に

牛肉のしそ巻き

〔材料〕
牛肉もも（うす切り）　二〇〇g
スライスチーズ　四枚
青しそ　八枚
小麦粉　二〇g
サラダ油　二〇g
マーガリン　一〇g
レタス　二〇〇g
トマト　二〇〇g
レモン　1／2コ
塩・こしょう　少々

〔作り方〕
㈠スライスチーズを二つに切る
㈡しその葉に小麦粉をまぶし、チーズを包み、うす切牛肉で巻き、軽く塩・こしょうする。
㈢小麦粉をまぶし、フライパンに油を熱してこんがり焼きあげる。
㈣レタス、トマト、くし型レモンを添えて、盛りつける。

さっぱりしたデザートに

梅肉ゼリー

〔材料〕
梅酒漬けの梅　四コ
梅酒　大さじ四
砂糖　五〇g
粉ゼラチン　一〇g
水　二カップ

〔作り方〕
㈠ゼラチンに水を加えてふやかしておく
㈡ボールに、ふやかしたゼラチン、梅酒を入れ、湯せんにかける。ゼラチンが溶けたら湯せんからはずす。
㈢水でぬらしておいた器の中へ流し入れ、梅を入れて冷蔵庫で冷やし固める。

大きくなれよ

津奈木川に鯉四〇〇匹放流

▲コイを放流する園児たち

コイさん、元気に育ってね。

商工会青年部は去る五月十三日、園児たちを招待し、昨年に引き続き鯉（コイ）の放流を行いました。

これは、近年津奈木川の魚類が激減したことから、昔のような魚影を取りもどそうと昨年から行っているもので、この日は長洲町商工会の協力を得て、旧役場裏の津奈木川に体長十センチ程度の稚鯉約四百匹を放流しました。

この日招待したのは津奈木保育園、津南保育園の園児たちあわせて七十二人。二ヶ五匹の鯉が入ったビニール袋を手渡されると、さっそく川に放流、歓声を上げていました。

ところで、昨年放流した四百五十匹の鯉は、川のはんらんなどもあり、随分数が減りましたが、それでも数十匹泳いでいるのが見受けられるようになっています。

今年の鯉たちも、無事に育って立派な勇姿を見せてくれる事を期待しています。

放流した鯉はみんなの財産であり、特に子供たちが成長を楽しみにしていますので、みなさんでかわいがっていただくとともに、心ない人が網等で捕獲していたら、「この鯉は子供達が放流したんだからとらないで下さい」と注意してあげて下さい。

歯の健康展

- き　6月25日(日)10:00～15:00
- ところ　水俣市文化会館 別館
- 主催　水俣市芦北郡歯科医師会

6月の行事

四日　郡民体育祭（水俣市ひばりケ丘グラウンド）
九日　環境美化清掃作業
十四日　六月定例議会（予定）
十六日まで
二五日　町民体育祭卓球大会

ご芳志お礼

地区　世帯主　故人
上卞門　河村フサエ　一男
染竹　浪越啓次郎　チズ

右のかたがたから町社会福祉協議会へ香典返しとして金一封をご寄附ください。この寄附金はご意志に添い有効に利用させていただきますとともに、故人のご冥福を心からお祈り申し上げます
（敬称略）

消費税講座(1)

消費税の疑問にお答えするコーナー

問　消費税とはどういう税でしょうか。

答　消費税は買物をしたり、食事をしたり、様々なサービスを受けたりするときに、その価格に三%の税金相当額を上乗せして支払う方式の間接税です。

この消費税は製造から卸へ、卸から小売へ、小売から消費者へと、順次行われる取引のすべての段階で課税され、その税額は順次先へ転嫁していくようになっていますので、最終的にはすべての消費者に転嫁され、消費者が商品やサービスの購入を通じて負担する税金です。そして、製造、卸、小売の各業者が受け取った税金相当額は、それぞれの段階で税務署に納めることになります。

ただし、生産、流通の各段階で二重、三重に税が課されることのないよう、事業者が消費税を計算する際に、課税売上げに対する消費税額から課税仕入れに含まれる消費税額を控除して、税が累積しないような仕組みが採られています。

問　定価一万円の品物を五千円のバーゲン価格で買いました。この場合の消費税は？

答　消費税は、品物を販売した場合に、お店とお客の間で授受することとした対価の額に対して課税されることとなっています。

従って、この場合は、五千円で売買契約が成立していますので、五千円の三%の一五〇円が消費税の額として上乗せされ、五、一五〇円を支払うことになります。

消費税の流れ

	部品製造業者	完成品製造業者	卸売業者	小売業者	消費者
仕入れ	円	30,900円	51,500円	61,800円	82,400円
（内消費税額）	（　円）	（　900円）	（1,500円）	（1,800円）	（2,400円）
売上げ	30,000円	50,000円	60,000円	80,000円	
消費税額	900円	1,500円	1,800円	2,400円	
売上合計	30,900円	51,500円	61,800円	82,400円	
税務署への納付税額	900円	(1,500円-900円) 600円	(1,800円-1,500円) 300円	(2,400円-1,800円) 600円	納付税額合計 2,400円

見えない電波にあなたのマナー

郵政省では、六月一日から六月十日までの十日間を「電波法違反防止旬間」と定め、不法電波の追放を目指して積極的な広報活動及び取締りを行います。

電波は、テレビやラジオの放送をはじめ警察、消防の無線など市民の生活、生命、財産を守るため重要な役割を果たしています。しかし、近年、悪質な改造パーソナル無線、ハイパワー市民ラジオ及び不法コードレス電話等による不法電波が使用され、正規の無線通信に混信するなど多くの電波妨害をひきおこしています。

このような不法無線局を開設したり、運用したりすると電波法違反として、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処せられます。

さらに、昭和六十二年十月一日からは改造パーソナル無線等のような電波法に定められている技術基準に適合しない無線機器を製造、改造又は販売した事業者に対して、勧告、公表及び業務報告の徴収等の措置が行われることとなり、もし、この業務報告をしなかったり、虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処せられることになりました。ルールを守り、無線機は免許を受けて使いましょう。

電波一般に関わるご照会は九州電波監理局（TEL〇九六ー三六ハー六八六三）まで

人権相談

「人権擁護委員の日」

全国人権擁護委員連合会は、六月一日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心として皆さんとともに一層の人権思想の啓発に努めることを申し合わせています。

本町には、法務大臣より委嘱された次の方が人権擁護委員となっておられますので、人権問題でお悩みの方はお気軽に御相談下さい。

相談は無料で、秘密は守られます。

内野　田上智（七ハー二一八一）
町中　松本チホ（七ハー二五三三）

裁判所より

不動産競売 期間入札

入札期間

平成元年六月二〇日から
同　元年六月二七日まで

入札物件については当裁判所書記官室で物件明細書、評価書等（写し）を閲覧してください。

℡三一ー二一七五
八代市西松江城町一四一
熊本地方裁判所八代支部

農業委員会より

農地を売買、賃借、農地以外にするには許可が必要です。

農地とは「耕作の目的に供される土地」のことです。

登記簿の地目が山林等非農地であっても現況が農地であればこの土地は農地として取り扱わなければなりません。

農地を農地のまま売買、賃借した場合貸主または借主は四〇アール以上の農地を経営している場合農業委員会（四〇アール未満の場合は県知事）の許可を受けなければなりません。また農地を宅地、山林等農地以外の用に転用するにも県知事の許可が必要です。

農地を買ったのに許可を受けなかったため所有権の移転登記が出来ず困った、という事例もたくさんあります。

自分の農地だからといって勝手に木を植えたり、家を建てたりすることは出来ません。必ず県知事の許可を受ける必要があります。

詳しい事については農業委員又は農業委員会事務局にお問い合せ下さい。

衛生係より

歯の衛生週間

六月四日から六月十日までは、歯の衛生週間です。今年の目標は「歯ぐきの健康づくり」です。

壮年期以降の歯の喪失原因の多くは、歯周疾患です。歯ぐきの健康づくりにつとめ歯を長生きさせましょう。

歯・歯ぐきに大切な歯ブラシの選び方のポイントは、歯を傷つけないために、毛先の丸くて軟かいもの。耐久力があって、温度や使用度によって変形しにくいもの。自分の歯の並び方や歯の大きさにあった形のもの等があります。一般的には、歯ブラシは市販のもので結構ですが、毛先がちびて、原形をなくしたようなものは早目にとりかえるようにしましょう。又、不潔にならないように心がけることも大切で、使用後はよくすすいで、風通しのよい場所で乾燥させて下さい。

（水俣市・芦北郡歯科医師会）

暮らしの情報

福祉係より

○年金、共済などの被保険者証
○転入された人は以上の他に前住所地の所得証明書（児童手当用）

児童手当の手続きは町民課福祉係でお忘れなく

児童手当をうけられる人

義務教育就学前の児童を含む十八才未満の児童を二人以上養育している方で収入が一定の額未満の場合に支給されます。

児童手当の額

義務教育就学まで
二番目の児童に月額二五〇〇円
三番目以降の児童に五〇〇〇円

児童手当のいろんな届出

○現況届…受給中の方が六月中に毎年提出するものです。
○新たに子供が生まれたとき
○妻子縁組や里子になったとき
○住所が変わったとき
○転出するとき
○公務員または公共企業体の職員になったとき
○児童が転出したとき
○義務教育就学前の児童がいなくなったとき
○受給者や児童が死亡したとき
○特に十八歳未満の児童を含めて二人目の児童を出生された人は「出生届と同時に児童手当」、又他市町村から転入された人で児童手当を受給していた人は「転入届と同時に児童手当」の認定請求を行ってください。

手続きに必要なもの

○印鑑
○認定請求者と義（一般的には児童の父親）の町内金融機関（郵便局を除く）の普通預金通帳

年金係より

現況届が変わりました

新しい国民年金の障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金や旧国民年金の障害年金・母子（準母子）年金・遺児年金・寡婦年金を受けている方は、昨年までは四月または五月の末日までに提出するようになっていましたが、今年から誕生月の末日までに提出しなければなりません。（ただし、二十歳前の障害による障害基礎年金や旧国民年金の障害福祉年金から変わった障害基礎年金、母子（準母子）福祉年金から変わった遺族基礎年金を受けている方はいままで同様です。）

記入し印鑑を押します。また、二つ以上の年金を受けている方は、他の年金証書の記号番号も記入します。それから、その内容に間違いがないか町長の証明を受け、切手を貼り社会保険業務センターに提出します。※診断書及び所得状況届を有する方は役場に提出します。）これは旧法の老齢年金・通算老齢年金や新法の老齢基礎年金を受けている方も同じです。

現況届の提出が遅れると、次回の年金の支払いが一時差止められますので、期日までに必ず提出して下さい。

国民年金・現況届提出日新旧対照表

年金の種類		年金種別	旧	新
旧法	○障害年金	06	5月31日	誕生月の末日
	○母子年金	07		
	○準母子年金	08		
	○寡婦年金	09		
	○遺児年金	10		
	○老齢年金	01～04	誕生月の末日	
	○通算老齢年金	05		
新法	○老齢基礎年金	11	誕生月の末日	
	○障害基礎年金	13		
	○遺族基礎年金	14		
	○障害基礎年金	53	4月30日	
	○寡婦年金	59		
	○遺族基礎年金	64		
	○障害基礎年金 20才前障害に係るものに限る。	26・63	7月31日	
	○遺族基礎年金 母子（準母子）福祉年金から裁定替えされたものに限る。	27・28		

※なお、年金証書で種別を確認するときは、年金証書記号番号0000　00　00000000
が年金種別となっています。

もうすぐ梅雨入り

梅雨入りがけ崩れ要注意!!

梅雨入りを間近に控え、次のような備えをしておくことが大切です。

一、過去の災害例の調査

災害は必ず繰り返されるので、自分が住んでいる地域で過去にどんな災害が起こったか調べておきましょう。

二、危険度の調査

自分が住んでいる周囲の山、川、海岸などについて危険度を事前に調べておきましょう。

三、家の点回りの備えを完全に

がけ上や、がけ下の家では、ヒビ割れができていないか、また石垣なども事前に点検し悪い箇所があったら修理しておきましょう。

四、気象情報に注意

テレビ、ラジオ、有線放送などの気象情報や、防災上注意事項をよく聞くとともに、雨の降り方に注意し、雷を伴った雨が降りだしたら、一応局地的豪雨と考え、厳重な警戒をする必要があります。

五、避難の準備

懐中電灯・トランジスタラジオ・救急薬品を非常袋に入れて準備しておくこと。

避難にあたっては、その時ならってあるていないように次の点を調べ、家族全員に徹底させておきましょう

○避難場所や道順
○避難命令は誰からどのような方法で自分に伝えられるか。
○となり近所との協力体制はできているか。

六、危険がせまったら、まず避難

危険がせまったら何より早めに避難することが大切です。

避難場所は地区の公民館や学校を指定してありますが、局部的ながけ崩れ等の場合は、近所や親戚の家等、普段に決めておき、そこに避難しましょう。

七、その他

災害が発生したら、どんな小さな事でも、消防団か役場に連絡し、指示をあおいで下さい。